

建築主の皆様へのお知らせ

# 中間検査の特定工程等の指定

令和 11 年 3 月 31 日まで  
中間検査制度を継続実施します。

岩 手 県

## ○中間検査の実施期間について(期間の延長)

岩手県では、平成 20 年 4 月より建築物の安全性を確保するため、対象建築物の拡充や検査する工程のより安全を担保する方向で特定工程等の見直しを行い、実施期間を令和 8 年 3 月 31 日までとして中間検査制度を実施してきました。

このたび、実施期限をむかえ、建物を利用する方々の安全確保の必要性やこれまでの実施状況を踏まえて、引き続き令和 11 年 3 月 31 日まで中間検査制度を実施することといたしました。(盛岡市は別途指定予定)

## ○中間検査の対象建築物について(これまでと変更なし)

以下の用途に供する建築物のうち、地階を除く階数が 3 以上、かつ、その用途に供する部分が 3 階以上の階にあるものが対象となります。

ただし、共同住宅に限っては、階数を 3 以上有するものが対象となります。

用 途
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 等
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎 等
学校、体育館 等
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場 等
倉庫 等
自動車車庫、自動車修理工場 等

※ 対象建築物の用途は建築基準法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途となります。

※ 詳しくは最寄りの広域振興局等の建築指導課へお尋ねください。(電話番号は最後のページにあります。)

## ○中間検査を行う工程について(これまでと変更なし)

下記の工程において中間検査を実施します。

建築物の用途	建築物の構造	指定する特定工程			
共同住宅	木造	基礎の配筋工事	2 階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	
	鉄骨造		2 階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事	
	鉄筋コンクリート造		2 階の床及びはりに鉄筋を配置する工事 (政令で指定)	中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事	
	鉄骨鉄筋コンクリート造				
ホテル又は旅館	木造	基礎の配筋工事	2 階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	
	鉄骨造		2 階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事	
	鉄筋コンクリート造		2 階の床及びはりに鉄筋を配置する工事	中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事	
	鉄骨鉄筋コンクリート造				
その他の中間検査対象建築物	木造	基礎の配筋工事		中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	
	鉄骨造			中間階の床版の取付工事	
	鉄筋コンクリート造			中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事	
	鉄骨鉄筋コンクリート造				
指定する特定工程後の工程					
特定工程に係る部分のコンクリート打設工事又は内外装工事					

※ 「中間階」とは建築物の地上部分の階数を 2 で除した数値（端数が生じた場合は切上げ）に 1 を加えた階を言います。

※ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅の 2 階の中間検査は建築基準法施行令で定められています。

## ○中間検査の対象外について

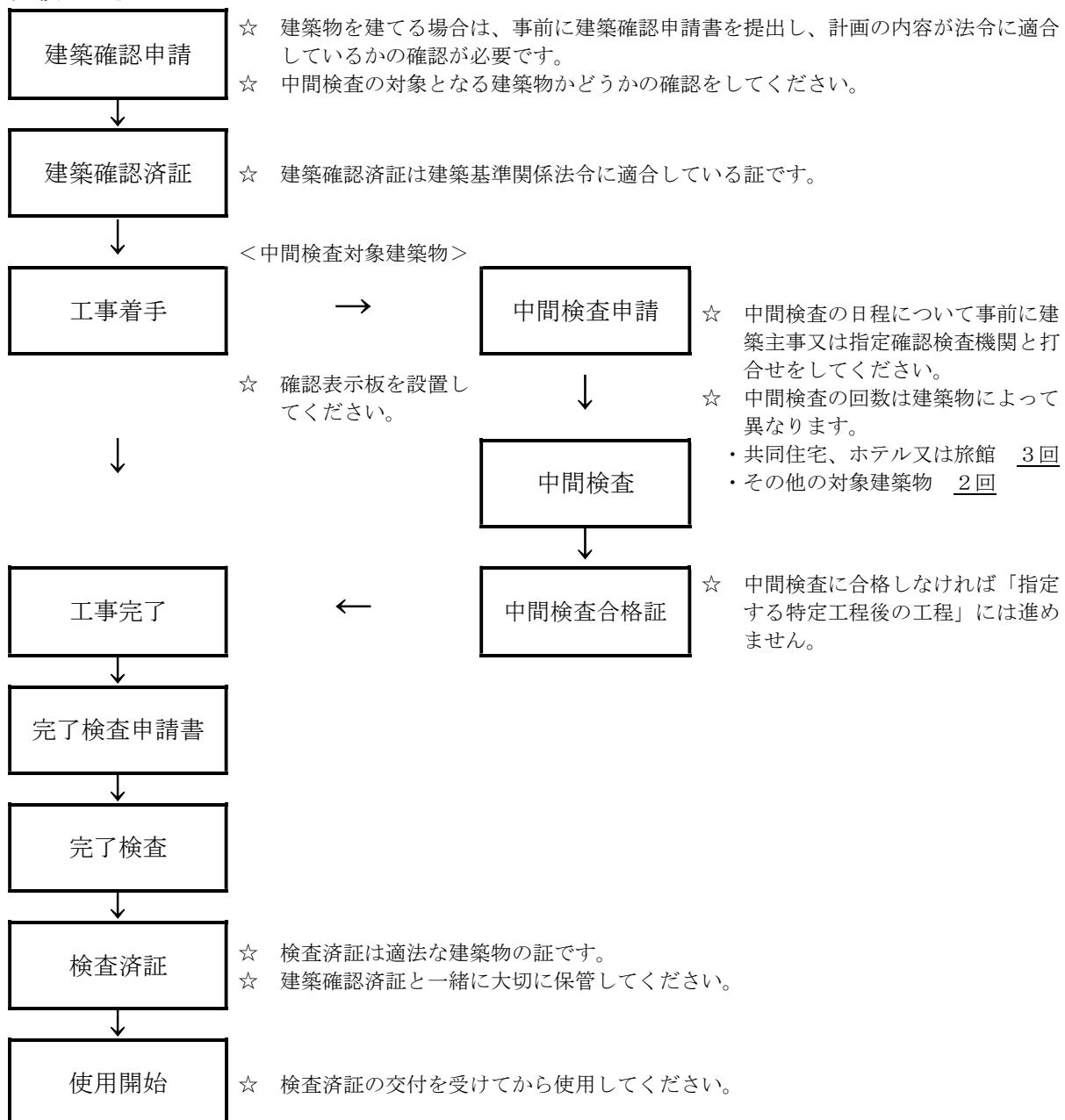
1ページ上段の表の用途に供する建築物であっても、下表に該当する建築物の種類によっては、中間検査の適用を受けない建築物又は特定工程があります。（下表内の「法」は「建築基準法」をいう。）

建築物の種類	対象外となる建築物・特定工程
<ul style="list-style-type: none"><li>・法第 85 条 1 項に規定される仮設建築物（防火地域内に限る）</li><li>・法第 85 条 6 項に規定される仮設建築物</li><li>・法第 68 条の 20 の認証型式部材等である建築物</li><li>・法第 18 条第 2 項又は 4 項の規定による計画の通知が行われた建築物</li></ul>	<p>県が指定する特定工程 ※法第 7 条の 3 第 1 項第二号により特定行政庁（岩手県）が指定する特定工程</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・上段以外の仮設建築物</li></ul>	全ての特定工程

## ○その他

中間検査制度の内容は、今後の検討を踏まえて見直しを行う場合があります。

## ○確認検査の流れについて





## Q & A

Q 1. 階数が3以上の建築物で、その一部に共同住宅が含まれている場合の取り扱いを教えてください。

A 1. 建物の一部に共同住宅が含まれている場合で、階数が3以上であれば中間検査の対象となります。なお、この場合は、共同住宅の特定工程が適用となります。



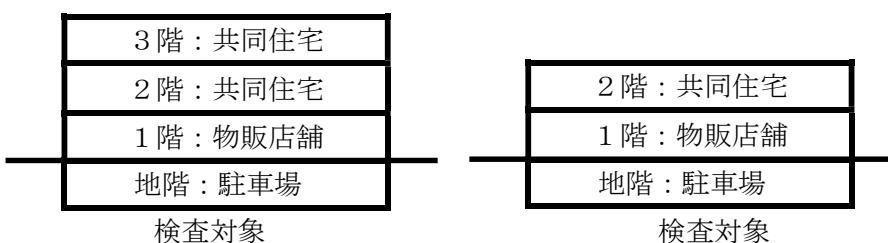
(左図の様なケースで、共同住宅以外の用途が中間検査の対象建築物の用途以外であっても、同様の扱いとなります。)

Q 2. 地階を有する中間検査対象建築物の取り扱いを教えてください。

A 2. 建物の一部に共同住宅が含まれている場合と含まれていない場合とで中間検査の対象が異なります。

①共同住宅が含まれている場合

・・・地階を含む階数3以上の建築物が対象となります。検査回数については、建築物の用途により異なります。



※ 上記の様なケースで、共同住宅以外の用途が中間検査の対象建築物の用途以外であっても、検査対象となります。

②共同住宅が含まれていない場合

・・・地階を除く階数3以上の建築物が対象となります。検査回数については、建築物の用途により異なります。



(左図の様な、3階部分の用途（例ではホテル）が中間検査の対象となっている場合、中間検査の対象となります。)



(左図の様な、3階部分の用途（例では事務所）が中間検査の対象となっていない場合は、中間検査の対象となりません。)

Q 3. 下図のような場合の中間検査の特定工程はどう取り扱いますか。  
(例：地上3階 地下1階の店舗併用共同住宅)



A 3. ポイントは①中間検査の対象となる建築物の用途②中間検査を行うべき特定工程の2つです。

- ① A 1で述べたように、中間検査の対象となる建築物の用途は「共同住宅」として扱われます。
- ② 中間検査を行う特定工程は、用途が共同住宅ですので、基礎⇒2階⇒中間階となります。中間階は（地上階数／2）+1（端数が生じた場合は切上げ）で求めることとなり、このケースでは3階部分になります。

従って、中間検査が必要な工程は『① ⇒ ② ⇒ ③』となります。

Q 4. 既存の中間検査対象建築物に増築した場合、中間検査の対象になりますか。



A 4. 上図の場合、増築部分が階数3以上を有していないなくても、既存部分が中間検査対象建築物のため、増築部分についても中間検査が必要です。

なお、同一敷地内に棟別で建築を行う場合は、棟ごとの建築物の用途と階数により中間検査の要否を判断します。

Q 5. 建て方工事において、2階と中間階を一日で施工する場合の取扱いを教えてください。

A 5. 2階と中間階の建て方工事が一日で終わるような場合には、一気に施工していただいて構いません。この場合の中間検査申請は、2階で1件、中間階で1件の計2件で申請してください。

なお、中間検査後の工程に係る工事については、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することはできません。

Q 6. 中間検査申請時の添付書類について教えてください。

A 6. 県へ申請する場合は、中間検査申請書に次に示す書類を添付してください。

(指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関にお問い合わせください)

構造	中間検査申請時添付書類
共 通	①中間検査申請書、②確認に要した図書（確認申請を行った建築主事に対して中間検査申請を行う場合は不要）、③工事施工写真（法第7条の5による検査特例を適用する場合）、④軽微変更説明書（様式任意）、⑤委任状（代理者によって検査の申請を行う場合に限る。）
木 造	第1回特定工程（基礎配筋完了時） ① 工事監理・状況報告書 ② コンクリート工事施工計画報告書 第2、3回特定工程（2階、中間階の構造耐力上主要な部分の緊結完了時） ① 工事監理・状況報告書
鉄骨造	第1回特定工程（基礎配筋完了時） ① 工事監理・状況報告書 ② コンクリート工事施工計画報告書 第2、3回特定工程（2階、中間階床版取付完了時） ① 工事監理・状況報告書 ② 鉄骨工事施工状況報告書
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	第1回特定工程（基礎配筋完了時） ① 工事監理・状況報告書 ② コンクリート工事施工計画報告書 第2、3回特定工程（2階、中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事） ① 工事監理・状況報告書 ② コンクリート工事施工計画（結果）報告書 ③ 鉄骨工事施工状況報告書

### 注意！

- ・ 検査において不整合が認められ、その内容が軽微な変更に該当しない場合、完了検査時とは異なり、中間検査においては、「追加説明書」による法適合性の検査は認められていないため、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の備考欄に計画変更確認申請を要する旨を記載した通知を建築主に対し行うこととなります。
- ・ 計画変更確認申請を提出することになった場合は、計画変更に関連した工事を停止して申請し、審査を受けなければなりません。
- ・ 計画変更確認申請が建築基準関係規定に適合すると判断された場合は、計画変更確認済証とともに中間検査合格証が交付され、その後に工事を再開することになります。（建築主事の判断により、現場を再確認する場合もあります。）

Q 7. 混構造の場合の特定工程の取り扱いを教えてください。

A 7. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の 2 以上の構造を併用した構造の場合、該当する階の構造の区分に応じた特定工程が指定する特定工程となります。

Q 8. 中間検査の対象外となる共同住宅の取り扱いを教えてください。

A 8. 岩手県では、平成 29 年 4 月 1 日以降に建築確認申請のあった建築基準法第 68 条の 20 の規定に適合する建築物は、特定工程を中間検査の対象外としております。

しかし、建築基準法で指定している特定工程までも、中間検査の対象外として扱うこと はできません。

このことにより、建築基準法第 68 条の 20 の規定に適合する建築物でも、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅は、2 階の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程は中間検査の対象となります。

## 中間検査手数料

中間検査を行う部分の床面積	手数料の額
30 m <sup>2</sup> 以内のもの	14,000 円
30 m <sup>2</sup> を超える、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	16,000 円
100 m <sup>2</sup> を超える、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	21,000 円
200 m <sup>2</sup> を超える、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	29,000 円
500 m <sup>2</sup> を超える、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	46,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超える、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	61,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超える、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	140,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超える、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	210,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	410,000 円

- ※ 手数料は、中間検査対象階までの延べ床面積で算定します。(第二回目(建方時)以降の特定工程の床面積の算定は、対象となる階までの延べ床面積から、既に中間検査を終えた特定工程までの延べ床面積を除いた床面積の合計となります。)
- ※ 基礎の場合は基礎の直上階の床面積となります。

## 中間検査対象建築物の完了検査の手数料

中間検査を行う部分の床面積	手数料の額
30 m <sup>2</sup> 以内のもの	13,000 円
30 m <sup>2</sup> を超える、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	17,000 円
100 m <sup>2</sup> を超える、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	22,000 円
200 m <sup>2</sup> を超える、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	31,000 円
500 m <sup>2</sup> を超える、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	51,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超える、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	69,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超える、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超える、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	260,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	500,000 円

## お問合せ先一覧

岩手県県土整備部建築住宅課	019-629-5935	県北広域振興局土木部	0194-53-4990
盛岡広域振興局土木部	019-629-6650	花巻土木センター	0198-22-4971
県南広域振興局土木部	0197-22-2882	大船渡土木センター	0192-27-9919
沿岸広域振興局土木部	0193-25-2708	二戸土木センター	0195-23-9209

※盛岡市内に建築を計画されている場合は、盛岡市へお問い合わせください。019-651-4111(代表)